

新 旧 対 照 表

新

高知県立特別支援学校学則(抜粋)

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

旧

高知県立特別支援学校学則(抜粋)

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略